

審 議 結 果 速 報

(令和6年10月10日)

陳 情 6 年 地 域 第 2 4 号

鳥 取 県 議 会

陳 情 審 議 結 果

令和6年9月定例会

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-24 (R6.7.22)	地 域	公文書施行に係るチェック体制の強化について	不採択 (R6.10.10)
<p>▶陳情事項 県議会から執行部に対し、次の事項について求めること。</p> <p>1 公文書開示請求やその他の県庁から対外的に発出される行政文書について、施行前の文書内容のチェックは当然のこと、それがきちんと施行されたかも含め、厳格かつ適切に管理すること。</p> <p>2 開示請求で電子的に施行された文書について、当該送信先電子メールから、開示文書に係る問い合わせ・県民の声などがあつた場合、所属において、円滑かつ適切に答えること。</p>			

▶所管委員長報告（R6.10.10本会議）会議録暫定版

県においては、施行しようとする文書について、政策法務課又は起案担当所属の文書管理主任の現認を受け、施行確認を受ける執務体制が取られており、相手への到達状況の確認についても、本年8月15日に、ダブルチェック表の標準例を改訂し、ダブルチェックの対象項目に追加していること。

電子署名が施されていない電子メールについては、個人情報漏えい・なりすまし防止の観点から、即答することなく本人であることを確認した上で応対することとしていること。

以上のことから、本件陳情について改めて措置を求めるまでもないという意見があり、「不採択」とすべきものと決定いたしました。

▶陳情理由

1 文書開示遅延の発生

このたび、鳥取県（県民課）に、ある行政文書の開示請求をした。すると、電子申請をしたにもかかわらず、なぜか開示決定通知書が、郵送で自宅に届いた上（通常、電子申請をした場合、電子文書で施行されることが通例）、当該通知書には、開示の方法が電子交付、開示の実施日が令和6年6月13日（木）と書かれていたにも関わらず、その日になっても文書が電子交付されなかったことから、その翌日14日（金）、たまたま行った中部総合事務所に、本庁の方にその旨伝達しておいてほしいと伝えた。

そして、6月17日（月）、本庁にも問い合わせたところ、どうやら、13日の伝達はうまく伝わっていなかったようで、担当者は知らないようだった。

結果、公開が、約束の開示日より遅れて、電子メールでなされた次第である。県民課は、約束の期日である6月13日に開示を実施するのを失念していたのだろうと思う。

2 県民の声について

上述の事態の発生を踏まえ、私は、私のいつも使っている電子メールアドレス（開示請求に係る文書が電子交付されたのと同じのもの）から、県民課のメールアドレス宛に、6月17日、開示請求に係る事務遅延の理由を尋ねた。すなわち、条例において開示決定が15日以内とされているのは、迅速な決定で開示請求者の知る権利に答える趣旨があるはずで、開示決定をしておいて、それが守られないとなると、その趣旨を没却することになる。「文書が適切に施行されているか、期限内に施行されたか否かは、ダブルチェックなど、どのようにされているのか、教えてください。」と質問した。また、県民課職員の電話での接遇や、電子申請について、どうして開示決定が郵送になったのかについても、意見や質問を申し上げたところである。

3 本人確認要求のメール

すると、6月26日、県民課から、このメールが本当にあなたかどうか、本人確認をする必要があるなどとして、「【鳥取県庁（県民課）】電子メールの送信者に係る本人確認の実施について」と題する電子メールが届いた次第である。

私は、開示書類が電子交付された電子メールアドレスから、意見や質問を送っているのである。しかも、鳥取県が不祥事（開示請求で、約束の期日を守らなかった。）を起こしておいて、その理由などをそのメールアドレスから質問したら、本人確認させろというのは、大変失礼ではないかと思った。開示請求において、電子申請で施行された文書について、当該電子メールから、開示文書に係る問い合わせ・県民の声などがあつた場合、所属において、適切に答えることが必要なはずである。

4 付言

なお、当該本人確認の依頼には、以下のような文言が書かれていた。

「以上4事項全てのお示しが無い場合には、当該申請に係る秘密の厳守（個人情報保護）の観点から、個別の行政手続に関することにつき対応はいたしかねますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本件につき、この電子メールへの返信以外の形式によるメールの送信やお電話での折り返し、下記担当課以外へお問合せをされましても、円滑にはお受けいたしかねますので、あしからずご承知ください。」

形式的に言葉は丁寧なようにみえて、「対応はいたしかねます」、「お受けいたしかねます」。

履行遅滞という不祥事を起こしておいて、この上から目線、高圧的なものの書きぶり、なんとかならないだろうか。県民が見たとき、どう

感じるか、きちんと考えて文書施行してほしいと思った。今県庁で頻発している個人情報漏洩も、チェック体制の不備。そして、このような情報公開請求における施行未実施も、チェック体制の不備なのである。

▶提出者

足羽 佑太 (倉吉市)

現 状 と 県 の 取 組 状 況

地域社会振興部（県民課）

【現状と県の取組状況】

- 1 知事部局における文書施行の確認に係る執務体制
鳥取県文書の管理に関する規程第21条の規定に基づき、文書の速やかな施行に係る執務体制が整備されており、施行しようとする文書についても、政策法務課又は起案担当所属の文書管理主任の現認を受け、施行確認を受ける執務体制が取られているところである。
- 2 知事部局における文書の施行におけるダブルチェックに係る執務体制
文書の発送に当たっては、従前より、誤封入、誤発送、誤送信による個人情報の漏えいを防止する観点から、個人情報保護に係る制度所管課である県民課において、ダブルチェック表の標準例を制定し、各所属に配付していたところである。
令和6年8月15日に、ダブルチェック表の標準例を改訂し、文書や物件の送付・送信の場合には、相手方への到達状況の確認についても、ダブルチェックの対象項目に追加した。
- 3 電子メールアドレスにおける本人識別性の取扱い
一般に、電子メールアドレスは、同一の人物が多数取得することが可能であり、戸籍、住民基本台帳、登記簿のような公証・台帳制度が法的に整備されているわけでもないことから、それ自体単独では、特定の個人を識別することができる情報に該当しないものと解されている（個人情報保護法第2条第1項第1号）。
なお、電子メールアドレスは、氏名、住所、生年月日、性別といった特定の個人の基本情報と関連付けられて、はじめて当該特定の個人が利用している電子メールアドレスであるという意義を備え、当該特定の個人に係る個人情報の一項目として取り扱われることとなる。
- 4 電子メールにおける本人確認の取扱い
電子メールクライアントで着信する電子メールについては、電子署名が施されていないものについては、技術上、詐称や成りすましが容易であることから、氏名及び電子メールアドレス等が自称されていたとしても、それ自体に法的な意味で本人確認の効果はないと解されている。
〔参考例（ほか多数）：「内閣府を騙った電子メールやサイトにご注意ください」 <https://www.cao.go.jp/others/csi/security/20240130notice.html> 〕
そこで、特に、行政手続（特定の者に対し担当者を付するような継続的關係に及ぶものを除く。）については、申請者の利便性に配慮しつつ、当該申請に係る秘密の厳守（個人情報漏えい・なり済ましの防止）の観点から、着信した電子メールに対し個別事案の内容について即答することなく、折り返し申請者本人しか知り得ない情報をいくつか質問させていただいた上で、その回答を待つて対応することとしている。

※参考法令：鳥取県文書の管理に関する規程（平成24鳥取県訓令第2号） 抄

（文書の速やかな施行）

第21条 起案した職員は、施行文書に係る起案文書が決裁されたときは、速やかに施行しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、施行について条件が付されている施行文書は、当該条件に従って施行しなければならない。

（施行情報の確認）

第24条 起案した職員は、第22条の規定により作成した施行文書（公印規程第11条第1項の公印刷込み又は公印規程第12条第1項の電子公印の使用（以下「公印刷込み等」という。））が必要なものにあつては、それらの措置を終えたものを次の各号に掲げる施行文書の区分に応じ当該各号に定める者に提示しなければならない。

- (1) 政策法務課長が管守する公印を押印する施行文書(公印刷込み等をしたもの並びに納入通知書、返納通知書及び督促状を除く。) 政策法務課の職員
- (2) 公印規程別表10の項に規定する局長印又は同表11の項第3号若しくは第4号に規定する課長印を押印する施行文書(公印刷込み等をしたものを除く。) 当該局長印又は課長印を管守する所属の職員
- (3) 政策法務課長が管守する公印の押印に相当する電子署名を行って施行する施行文書(政策法務課長が別に定めるものを除く。) 政策法務課の職員
- (4) 前各号に掲げる施行文書以外の施行文書 起案した職員が属する所属の文書管理主任

【参考】陳情者が適示する事案に係る県民課による対応

令和6年6月13日 公文書開示決定に基づく陳情者に対する開示の実施予定日

開示の実施は手作業で行われており、電磁的記録の送信を予定していたが、担当者が失念し、送信を行わないまま当日の業務を終了

令和6年6月17日 開示の未実施に気付いたため、電子申請システム経由で電磁的記録を送信して開示を実施

併せて、「この度は、開示の実施日を6月13日(木)とお伝えしていたにもかかわらず、本日(6月17日)の実施となりましたこととお詫び申し上げます」と記載した謝罪文を電子申請システム経由で送信済み